

水再生センター 見学

7月4日(木)

私たちの住む横浜市の地下には、直径20cm~8.5mの太さの下水管が網の目のように張り巡らされ、総延長は11,820kmで横浜からニューヨークに届く程の距離です。

私達が排出する生活排水は、下水管を通って水再生センターに集められ、微生物によりきれいにされ、河川や海に放流されます。職員の方は24時間交代制で見守って下さり、レーダー「レイン・アイよこはま」を設置して、横浜市周辺で降る雨を把握し、集中豪にも迅速に対応できるようにされています。

この見学を通じて、私たちの生活にとても大切な施設であることを学びました。



JA 横浜磯子支店 農業まつり品評会審査 11月17日(土)

今年も恒例の農産物品評会に審査員として参加しました（上笹下地区3名、洋光台地区3名）。

私達の地域でもたくさんの野菜を栽培していて、白菜、大根、かぶ、果実類などが出品されていました。また、梅干し、漬物類、ジャム、梅酒などの加工品も数多くあり、生産者の意識の高さを感じられました。

栗木町内会	丸山 ふみ江	磯子台パークハイツ自治会	宮崎 勝樹
大崎団地自治会	野沢 清子	パイロットハウス磯子台自治会	井村 喜美子
大崎団地自治会	池邊 久美子	上中里団地自治会	斎藤 悅子
杉田貝塚町内会	鈴木 祥子	三井杉田台自治会	小室 真樹
杉田貝塚町内会	角田 幹子	興人磯子台マンション自治会	宮入 弘子

★ 編集後記★
工場見学や講座の受講・研修など、多くの知識を得ることが出来ました。悪質商法被害未然防止講座を通してトラブルを解決できる知恵を地域の方に発信もできました。消費生活推進員として、これからも、分かり易く、楽しく知って頂けるような講座を開いていきたいと思います

上笹下

いそご消費生活だより
地区版

令和2年3月発行 第21号

編集・発行

上笹下地区消費生活推進員の会

6月 <出前講座>
悪質商法被害未然防止
～クリングオフの紹介～
磯子台パークハイツ自治会

7月 消費生活推進員研修受講
「契約の知識や
消費者トラブルの事例」

10月 <出前講座>
悪質商法被害未然防止
～クリングオフの紹介～
三井杉田台自治会

11月 <出前講座>
悪質商法被害未然防止
～クリングオフの紹介～
上中里団地地区自治会

3月 <いそご消費生活だより>
地区版発行



イメージキャラクター
ささげちゃん

31年度活動内容

6月 消費生活推進員研修受講
「身近で起きている
悪質商法について」

7月 南部水再生センター
<施設見学>

9月 鎌倉ハム富岡商会
本社工場
<施設見学>

11月 <得トク生活フェスタ>
パネル掲示(土壤混合法)
磯子区産野菜販売

『JA 農業まつり品評会』審査
JA 横浜磯子支店

12月 エコクッキング講座
季節の野菜を使った料理

悪質商法被害未然防止講座

「住宅リフォーム工事の訪問で、業者の言う通りに契約してしまったが、不安になってしまった。解約したいが、どうしていいか分からぬ」という設定で寸劇を披露しました。

一緒にクーリングオフのハガキの書き方やクーリングオフのクイズを行い、替え歌を唱和し楽しみました。身近な事だけに、参加してくださった皆様にも共感していただいたと思います。

場所：磯子台パークハイツ自治会
6月20日（木）

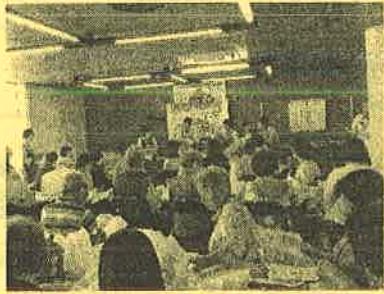
参加者：60名
消費生活推進員（9名）

場所：三井杉田台自治会
10月3日（木）

参加者：22名
消費生活推進員（9名）

場所：上中里自治会
11月14日（木）

参加者：35名
消費生活推進員（9名）



言葉巧みに悪質商法が私達をねらっています。「私は大丈夫」と思わず、周りの人へ相談してみましょう。

おかしいな、困ったなと思ったら 気軽にご相談を！

横浜市消費生活総合センター ☎ 045-845-6666



ハガキに解約する旨を書き、両面コピーを取って
「特定記録郵便」か「簡易書留」で送る。
契約した日から8日目の消印まで有効です。

被害を拡大させない為に、地域で声を掛け合い、コミュニケーションを取り続けていくことが大切です。

クーリング・オフ書面の書き方＆注意点

□□□-□□□
○○○県 ××市
△△町 0-0-0
○○株式会社
代表者 ○○様

通知書	
申込（契約）日 平成○年○月○日	
商品名	
商品価格 ○○○○円	
販売会社名	
担当者名	
上記の申込を撤回（または契約を解除）します。なお、支払い済の○○○円は速やかに、ご返金ください。商品は早急に引き取ってください。	
平成○年○月○日	
住所	
氏名	

クーリングオフの効果

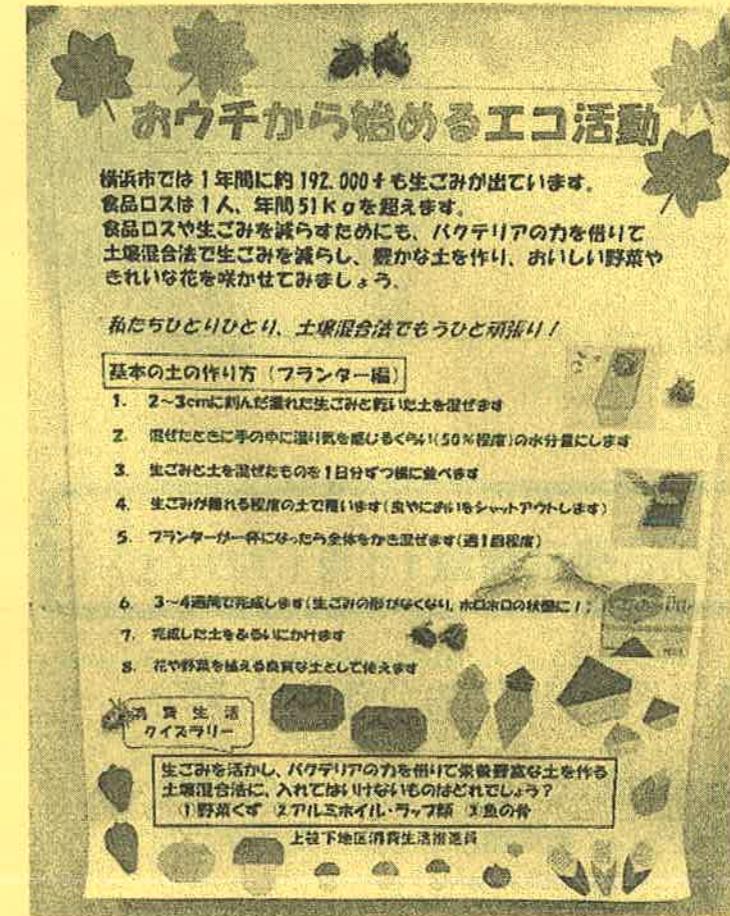
- 書面を発信した時点で有効になります。
期限内に相手に到着していなくてもかまいません。
- 未払い代金の支払い義務はなくなり、既払い金の返還を請求できます。
- 商品を既に受け取っている場合には、返還する義務があります。商品等の返送費用は事業者の負担です。
- 工事が行われていても、事業者の負担で元に戻してもらえます。

得トク生活フェスタ

11月2日（土）

氷取沢産の野菜販売

氷取沢の農家さん（金子光則氏、田邊実氏）の御協力を頂き、今年も安心・安全で新鮮な大根、里芋、水菜、さつまいも、ネギ、柿等を販売し、好評のうちに完売しました。



パネル展示（土壤混合法）

地産地消の料理実習

12月5日（木）



<献立および食材>

- 主 菜：ロールキャベツ…豚ひき肉、キャベツ、卵、玉ねぎ、
- 副 菜：サラダ…レタス、きゅうり、トマト、パプリカ、ドレッシング
- デザート：…キウイ、バナナ、みかん、ヨーグルト
- 御 飯：炊き込みご飯…お米、しめじ、舞茸、人参、油揚げ
- 漬物：即席漬け…キャベツ、塩昆布

食材を無駄にしない等、工夫の観点を踏まえながら以上のお品を作り、みんなで試食しました。